

公 告 第 29 号

令和 6 年12月20日

ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合

理 事 長 田 中 良 晃



令和6年9月30日現在の平均標準報酬月額平均額について

健康保険法第47条第1項第2号の規定による前年(令和6年9月30日)における
全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額が決定したので、公告いたします。

記

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 平均標準報酬月額 | 271, 595円 |
| 標準報酬月額 | 280, 000円 |
| ② 適用期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

(注)

- ・令和7年4月1日以降に任意継続被保険者になる方は、資格喪失時の標準報酬月額を適用します
- ・上限変更については、既に任意継続被保険者である方にも適用され、資格喪失時(退職時)の標準報酬月額が280,000円以上であった方については、令和7年4月1日から260,000円から280,000円に改定されます。